

「世界自閉症啓発デー」に当たっての 有村内閣府特命担当大臣メッセージ

4月2日は、国際連合が制定した「世界自閉症啓発デー」です。

自閉症を始めとする発達障害については、その特性を国民の皆様にも正しく御理解いただき、障害のある方々への必要な配慮が行き届くことが重要です。この「世界自閉症啓発デー」の様々な啓発活動を通じて、理解と配慮を広げていくことは、大変意義のあることです。

この日の前後に、世界各地で様々な取組が行われています。日本でも、全国各地で、啓発パネルの展示や講演・シンポジウム、建物のブルーライトアップなどのイベントが開催されています。内閣府のホームページでは、国及び地方自治体はじめ、各地の様々な取組を紹介していますので、ぜひご覧ください。

内閣府では現在、来年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向けて、その法律の趣旨を広報、啓発するなど、準備を進めています。今年2月24日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定しました。これは、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止するほか、合理的配慮の提供を通じて障害者の自立と社会参加を促進することを盛り込みました。この方針が、社会の共通認識となることによって、我が国が、誰にとっても優しい国、「心の先進国」となることを目指します。

障害の有無にかかわらず、誰もが、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現できるよう、障害のある方々の自立と社会参加の支援等を一層推進します。

本年の「世界自閉症啓発デー」を契機に、改めて、自閉症をはじめとする発達障害についてお考えいただき、“分かりやすく”“穏やかに”“根気よく”、といったコミュニケーションの深め方が広く共有され、どなたにとっても過ごしやすい社会への第一歩を、皆さんと共に歩み出す、今日がその日でありますようお願いしております。皆様の御理解と御協力を、心を込めてお願い申し上げます。

平成27年4月2日
内閣府特命担当大臣
有村治子